

## 厚生労働省 上野大臣記者会見 (R8.7.21)

### 記者質問

### 上野 賢一郎厚生労働大臣回答

電子カルテ導入の義務化について3点  
お伺いします。

・1点目、昨年12月に改正医療法が成立しましたが、こちらでは2030年までに診療録を電子化した電子カルテの導入が医療機関に義務付けられたということなのでしょうか。

・先の臨時国会で成立した医療法等改正法により、地域医療介護総合確保法に、電子カルテの普及目標に関する規定が盛り込まれました。この規定の目標達成の義務は政府に課されたものであるので、医療機関に電子カルテの導入を義務付けるものではありません。

・2点目、政府が開発中の標準型電子カルテ・導入版というものがありますが、こちらは診療録を電子化した電子カルテではなく、電子カルテ情報共有サービスの利用をスムーズに行うためのアプリであり、医療機関への導入は義務付けられていないという理解でよろしいでしょうか。

・また、現在、開発中の標準型電子カルテ・導入版は、紙カルテを使用している診療所であっても利用できるよう、シンプルな画面設計としつつ、電子カルテ情報共有サービスによる情報連携が行えるようにする予定です。これについても導入を義務付けているものではありません。

・3点目、医科診療所や中小病院向けに、標準仕様に準拠した電子カルテの認証制度が準備されていますが、こちらは標準仕様に対応するために既存の電子カルテを改修しないといけないのでしょうか。標準仕様に対応しないことによる不利益はあるのでしょうか。

・また、本年3月に公表した電子カルテの標準仕様は、電子カルテベンダー向けにお示ししたものであり、既に電子カルテを導入している医療機関に対して、システム改修や更新を求めるものではありません。医療機関が、現在利用している電子カルテを継続して利用いただくことは可能です。ただ、こうした電子カルテは全国的な情報連携ができる、あるいは、セキュリティのレベルがチェックできるなど、メリットも大きいと考えているので、そうした標準仕様に準拠した電子カルテを利用いただくということは期待しているところです。